さくら市告示第108号

さくら市観光ＰＲ大使コンタ君の意匠の使用に関する要綱を次のように定め、告示の日から適用する。

平成30年11月1日

さくら市長　　뤷塚　隆志

さくら市観光ＰＲ大使コンタ君の意匠の使用に関する要綱

（趣旨）

1. この告示は、市の観光ＰＲ大使であるコンタ君の意匠（以下「意匠」という。）

の使用に係る手続き、基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

　（使用の申請）

1. 意匠を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、観光ＰＲ大使コン

タ君意匠使用申請書（様式第1号）に必要書類を添え、市長に申請しなければならない。

（使用の決定）

1. 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当

と認めたときは、当該申請者の意匠の使用を決定する。

2　市長は、前条第1項の申請が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該申請者に意匠を使用させないものとする。

(1)　その使用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2)　その使用が特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。

(3)　その使用が市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。

(4)　その使用が市の観光ＰＲ大使であるコンタ君のイメージを損なうおそれがあるとき。

(5)　営利を目的として使用するとき、又は使用するおそれがあるとき。

(6)　意匠に係る立体物を作製しようとするとき（ただし、市長が認めた者が作製する場合は、この限りでない。）。

(7)　前各号に掲げるもののほか、市長が使用を決定することが適当でないと認めるとき。

3　市長は、前項の規定により使用を決定する場合において、当該決定を受ける者（以下「使用者」という。）に対し、第5条に規定するほか、意匠の管理上必要な条件を付し、又は必要な指示を行うことができる。

4　市長は、第1項の規定により使用を決定した場合は、観光ＰＲ大使コンタ君意匠使用（変更）決定通知書（様式第2号）により、使用させない場合は観光ＰＲ大使コンタ君意匠使用（変更）却下通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（使用の決定の変更）

第4条　使用者は、当該使用の決定を受けた内容を変更しようとするときは、観光ＰＲ大使コンタ君意匠使用変更申請書（様式第4号）に必要書類を添え、市長に申請しなければならない。

2　市長は、前項の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該使用者の意匠の使用内容の変更を決定する。

3　市長は、前項の規定により変更を決定した場合は観光ＰＲ大使コンタ君意匠使用（変更）決定通知書（様式第2号）により、変更させない場合は観光ＰＲ大使コンタ君意匠使用（変更）却下通知書（様式第3号）により当該使用者に通知するものとする。

（使用者の遵守すべき事項）

第5条　使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　使用の決定を受けた目的にのみ使用すること。

(2)　意匠を変更して使用しないこと（ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。）。

(3)　意匠を使用し、製造した物品等を商標登録しないこと。

(4)　前3号に掲げるもののほか、市長が付した条件に従って使用すること。

（決定の取消し等）

第6条　市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該使用を停止し、又は当該使用の決定を取り消すことができる。

(1)　この告示の規定に違反したとき。

(2)　偽りその他不正な行為により使用の決定を受けたとき。

(3)　前2号に規定するもののほか、市長が必要と認めるとき。

2　市長は、前項の規定により使用の決定を取り消した場合は、観光ＰＲ大使コンタ君意匠使用決定取消書（様式第5号）により当該使用者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該使用者に対し、当該使用の決定により意匠を使用して製造した物品等を撤去するよう求めることができる。

3　市は、第1項の規定により使用の決定を取り消された使用者に当該取消しにより損害が生じた場合においても一切の責任を負わない。

（使用期間）

第7条　許可の期間は、原則として定めないものとする。

（使用料）

第8条　意匠の使用料は、無料とする。

　（その他）

第9条　この告示に定めるもののほか、意匠の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号（第2条関係）

年　　月　　日

観光ＰＲ大使コンタ君意匠使用申請書

さくら市長　　　　　　　　様

申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　市の観光ＰＲ大使であるコンタ君の意匠を使用したいので、さくら市観光ＰＲ大使コンタ君の意匠の使用に関する要綱第2条の規定により、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 使用物品名 | 　 |
| 使用目的・使用方法（使用日、使用数量、使用内容等を具体的に記入してください。） | 　 |
| 連絡先 | 担当者名： | Fax： |
| 電話番号： | E-mail： |

添付書類

(1)　申請者の事業内容、会社の概要等が分かる資料（パンフレット等）

(2)　意匠の使用状況が分かる見本等（見本が添付できない場合は、写真、原稿等）

様式第2号（第3条、第4条関係）

第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

さくら市長　　　　　　　　印

観光ＰＲ大使コンタ君意匠使用（変更）決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請された市の観光ＰＲ大使であるコンタ君の意匠の使用（変更）について、次のとおり使用（変更）を決定したので、さくら市観光ＰＲ大使コンタ君の意匠の使用に関する要綱第3条第4項（第4条第3項）の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 使用物品名 | 　 |
| 使用条件 |  |

注意事項

(1)　意匠に「さくら市観光ＰＲ大使コンタ君」と表記すること（表記が困難な場合は、意匠の右下に「©さくら市西暦」又は「©Sakura　City西暦」と表記すること。）。

(2)　物品の完成品を提出すること（完成品の提出が困難な場合は、写真等を提出すること。）。

様式第3号（第3条、第4条関係）

第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

さくら市長　　　　　　　　印

観光ＰＲ大使コンタ君意匠使用（変更）却下通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請された市の観光ＰＲ大使であるコンタ君の意匠の使用（変更）については、次の理由により却下することを決定したので、さくら市観光ＰＲ大使コンタ君の意匠の使用に関する要綱第3条第4項（第4条第3項）の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 使用物品名 |  |
| 却下する理由 |  |
| 備　考 | 　 |

様式第4号（第4条関係）

年　　月　　日

観光ＰＲ大使コンタ君意匠使用変更申請書

さくら市長　　　　　　　　様

申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　年　　月　　日付け　第　号で決定を受けた市の観光ＰＲ大使であるコンタ君の意匠の使用について内容を変更したいので、さくら市観光ＰＲ大使コンタ君の意匠の使用に関する要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 変更する項目 | 　 |
| 変更する内容 | 　 |

添付書類

(1)　変更する内容がわかる見本等（見本が添付できない場合は、写真、原稿等）

(2)　観光ＰＲ大使コンタ君意匠使用決定通知書の写し

様式第5号（第6条関係）

第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　様

　　　　　さくら市長　　　　　　　　印

　　　観光ＰＲ大使コンタ君意匠使用決定取消書

　　　　　年　　月　　日付けで決定した市の観光ＰＲ大使であるコンタ君の意匠の使用については、次の理由により使用の決定を取り消したので、さくら市観光ＰＲ大使コンタ君の意匠の使用に関する要綱第6条第2項の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 使用物品名 |  |
| 取消理由 | 決定番号　　　第　　　号 |
| 備　考 | 　　 |